

(別紙)

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について新旧対照条文
(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略) 第2 飼料の製造等に関する規制 1 (略) 2 基準及び規格 (1)・(2) (略) (3) 成分規格等省令の留意事項 ア 別表第1 (飼料関係) (ア) (略) (イ)飼料一般の製造の方法の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(2)) a・b (略) c プロピレングリコールは、飼料の品質の低下の防止を用途とする粘結剤として指定したものである<u>ので、他の用途 (別表第2の規定に基づく安定剤等として飼料添加物に用いる場合を除く。)</u>で飼料へ添加しないこと。 d・e (略) (ウ)～(ク) (略) イ (略) (4) (略) 3～7 (略) 第3～5 (略)</p>	<p>第1 (略) 第2 飼料の製造等に関する規制 1 (略) 2 基準及び規格 (1)・(2) (略) (3) 成分規格等省令の留意事項 ア 別表第1 (飼料関係) (ア) (略) (イ)飼料一般の製造の方法の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(2)) a・b (略) c プロピレングリコールは、飼料の品質の低下の防止を用途とする粘結剤として指定したものである<u>ので、他の用途 (別表第2の1の(1)の規定に基づく溶解補助剤として飼料添加物に用いる場合を除く。)</u>で飼料へ添加しないこと。 d・e (略) (ウ)～(ク) (略) イ (略) (4) (略) 3～7 (略) 第3～5 (略)</p>